

小規模多機能型居宅介護事業所はやまホーム 利用料金一覧表

1 介護保険自己負担額

令和4年4月1日より適用

(1) 基本料金

要介護区分	金額	備考
要支援1	3,438 円	月単位の定額制です。
要支援2	6,948 円	
要介護1	10,423 円	* サービス利用回数については、利用者の心身の状態等で異なります。利用開始前に相談させていただきます。
要介護2	15,318 円	
要介護3	22,283 円	
要介護4	24,593 円	
要介護5	27,117 円	

◎上記の金額は1割負担の額です。2割・3割負担の場合もありますので介護保険負担割合証で確認して下さい。

(2) 各種加算

項目	金額	備考
初期加算	1日につき 30円	サービス利用開始日より30日間のみ。
認知症加算(Ⅰ)	1月 800円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方。
認知症加算(Ⅱ)	1月 500円	要介護2で認知症日常生活自立度Ⅱの方。
看護職員配置加算(Ⅰ)	1月 900円	常勤専従の看護師を配置している場合。
看取り連携体制加算	1日 64円(死亡日及び死亡日以前30日以下)	看取り期におけるサービスの提供を行った場合。
総合マネジメント体制強化加算	1月 1000円	小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合。
科学的介護推進体制加算	1月 40円	心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1月 640円	介護福祉士を50%以上配置している場合。
訪問体制強化加算	1月 1000円	月の訪問回数が200回以上の場合。
若年性認知症利用者受入加算(要支援)	1月 450円	要支援の若年性認知症利用者の方。
若年性認知症利用者受入加算(要介護)	1月 800円	要介護の若年性認知症利用者の方。
口腔・栄養スクリーニング加算	1回 5円 ※6カ月に1回	口腔の健康状態及び栄養状態の評価を行った場合。
中山間地域等における小規模事業所加算	基本料金の100分の10にあたる額	厚生労働大臣が定める地域。

(3) 介護職員処遇改善加算

項目	金額
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき(1)基本料金と(2)各種加算を加えた額に10.2%を乗じた額。

(4) 介護職員等特定処遇改善加算

項目	金額
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき(1)基本料金と(2)各種加算を加えた額に1.5%を乗じた額。

2 食費 (1食につき)

項目	金額
朝食	355 円
昼食	650 円
夕食	440 円

\* 昼食費におやつ代を含みます。

3 宿泊費 (1泊)

項目	金額
個室料金	2,000 円
光熱水費	
寝具代等	

4 理容代

項目	金額
理容代	2500円
顔そり代	2000円

5 趣味活動教養娯楽費

実 費
-----